# 千葉市テレワーク推進事業
# 参加登録事業者
# 募集要項



令和２年６月22日

千葉市テレワーク推進事務局

20200617

# 目　次

I.　千葉市テレワーク推進事業について……3

II.　登録申込み手続き……5

III.　テレワークプラン利用券……6

IV.　割引充当金の請求について……7

V.　割引充当金額の算出方法……10

VI.　衛生対策補助金……10

Ⅶ.　誓約事項……11

Ⅷ.　留意事項……11

IX.　事務局について……13

# I.　千葉市テレワーク推進事業について

## 1. 事業の目的

本事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、テレワークの推進という社会的な要請に応えることを目的とし、宿泊施設のテレワークプラン利用者に予算の範囲内において、利用料金の割引を行うものです。

## 2. 事業の内容

千葉市内に所在し、本事業に登録する宿泊施設が提供するテレワークプランの利用者に、利用料金の割引を行います。

＜参考：テレワークとは＞

テレワークとは情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。※「tele=離れた所」と「work=働く」をあわせた造語

テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務)、モバイルワーク（移動中にパソコンや携帯電話を使う)、施設利用型テレワーク（サテライトオフィスやホテルなどを利用）の３つに分けられます。

## 3. 割引対象のテレワークプラン

令和２年４月28日（火）～ 同年９月30日（水）までのテレワーク用客室提供サービス

次の条件を満たす必要があります。

- ■ 各客室にテレワークに必要なデスク等の什器、および無料の有線または無線LAN環境が整備されていること
- ■ 販売するプランの名称に「テレワーク」を含めること、および
- ■ 販売するプランに、当該プランが「千葉市テレワーク推進事業対象プラン」であることを明記すること
- ■ 「割引充当金」前の金額を備考欄などに提示すること

## 4. 利用対象者

テレワークを目的とする方ならどなたでもご利用いただけます。(居住地、勤務地を問わず)

プラン利用数上限　・・・予算上限に達した時点で本事業は終了いたします。

5. 対象事業者

本事業の対象となる事業者は、旅館業法（昭和23年7月法律第138号）第2条に規定する許可事業者（ただし、民泊事業者、第3項に規定する簡易宿所営業及び第4項に規定する下宿営業を営む事業者は除く）のうち、千葉市内に拠点を置き、本事業の目的に適合する事業者です。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する店舗型性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者は適用除外。

割引充当金の交付を希望する場合、事前に本事業に登録いただきます。

6. テレワークプランの割引対象期間

対象となる期間は次のとおりです。

令和2年4月28日 （火）のチェックイン～令和2年9月30日（水）のチェックアウトまで

7. 割引充当額

テレワークプラン料金（税別価格）に対し、1人1回の利用あたり、3,０００円を上限とします。但し、利用者は、1人1回の利用につき、最低1,０００円（税別）の利用料金を負担するものとします。

※ 4,０００円（税別）未満のプランの場合、利用料金（税別）から自己負担金額の1,０００円（税別）を減じた金額が割引額となります。詳しくは「割引金額の算出方法」の項をご覧ください。

※ 1回の連続利用時間の上限は24時間とします。連続利用回数に制限はありません。

## Ⅱ.　登録申込み手続き

### 1.　登録申込みから交付までの流れ

割引充当金の交付を受けるには、事業者が、あらかじめ本事業に登録する必要があります。本事業の登録申込みから交付までの流れは次のとおりです。




### 2.　登録申し込み方法

千葉市ホームページの事業紹介欄又は下記の事業 PR ページにエクセル申込書が添付されていますので必要事項を入力し事務局（chibatele@jtb.com）へメールにてお送りください。

https://chibawari.net/

### 3.　登録申込受付期間

令和２年４月 27 日（月）～ 令和２年７月 31 日（金）　24:00

### 4.　登録通知

事務局では、登録申込を受付け後、申込内容に不備がないか等の所定の審査を行い、結果をＥメールにて、ご担当者宛にお知らせします（「登録決定通知」または「不登録決定通知」）。

「登録決定通知」をした事業者（以下、本事業の「登録事業者」と言います。）へは、所定の請求明細書式、マニュアル、専用ロゴ等の必要書類をメールでお送りします。

注）本事業では、登録および請求等の単位を「宿泊施設」とさせていただきます。複数の宿泊施設を運営されている事業者様におかれましても、事務局への対応（登録、請求等）につきましては、宿泊泊施設単位でお願いします。

## Ⅲ. テレワークプラン利用券

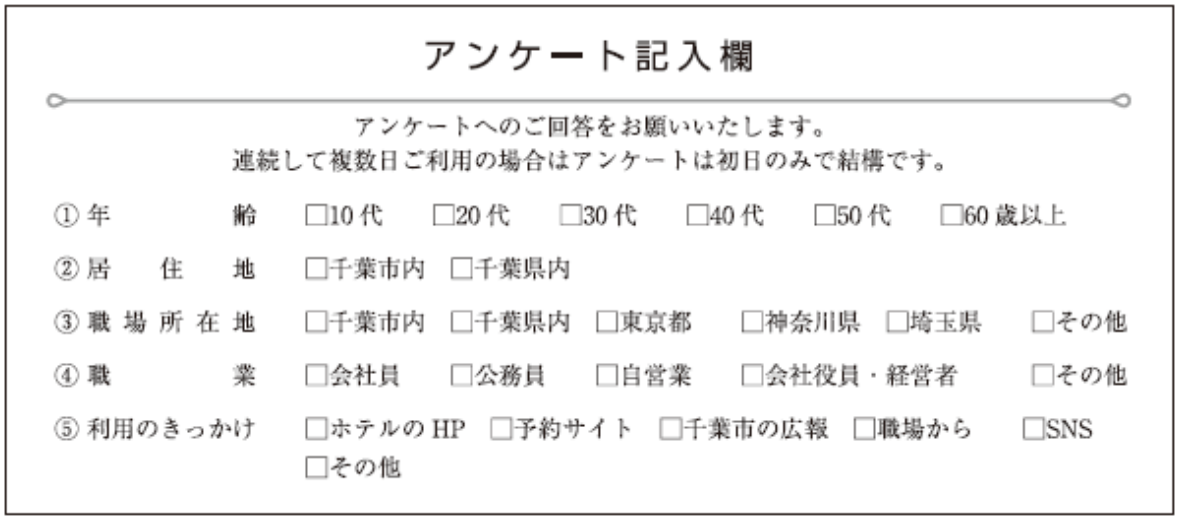
### 1. テレワークプラン利用券

本事業の遂行にあたり、利用者によるテレワークプランの利用申請およびアンケートを兼ねた利用券「テレワークプラン利用券」を使用いただきます。各宿泊施設にて、チェックイン時に利用者に記入いただき、該当する請求明細（＊後日フォームを送付）に添えて事務局へ提出してください。利用券は事務局から各登録事業者（宿泊施設）へ送付します。

利用券の画像（表）




利用券の画像（裏）



## Ⅳ. 割引充当金の請求について

1. ここでは、具体的な割引充当金の請求方法についてご説明します。登録事業者の皆様には、本事業専用の①「割引充当金申請書　兼利用明細書」（Excel 電子ファイル）を提供します。このファイルに、テレワークプランの販売実績（利用実績）に基づき、必要事項をご入力のうえ、E メールに添付して事務局まで提出（送信）してください。あわせて、請求内容に対応する、②「テレワークプラン利用券」（利用者記入済のもの）の「表面」の画像データ（スキャン、写真等）も同時に提出ください。

   注)「テレワークプラン利用券」（利用者記入済）の原本（現物）は、事業終了の頃、紙面領収書（後述）と共に事務局宛て郵送にて提出いただきます。それまで大切に保管ください。

   添付ファイル名のつけ方：千葉市割引充当金申請書_[施設名]_申請日
   注意：添付ファイルには任意のパスワードを設定してください。

   《E メールの例》

   宛先：xxxx@jtb.com
   CC：
   件名：千葉市テレワーク推進事業請求明細
   添付：千葉市割引充当金申請書 _〇〇〇ホテル_20200501.xlsx

   <メール本文>
   事業者または宿泊施設名：〇〇〇ホテル
   ご担当者名：〇〇部　〇〇〇〇
   連絡先電話番号：〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇
   連絡事項：（連絡事項があればご記入ください）

1. 本事業の対象期間

   令和２年４月 28 日　（火）のチェックイン ～ 令和２年９月 30 日（水）のチェックアウトまで

   ※上記期間以外の販売分は、対象外となります。

2. 交付請求の受付期間

   令和２年４月２８日（火）～ 令和２年 10 月６日（火）24:00 必着

3. 「割引充当金交付請求明細（兼事業実施報告書)」の提出先

   千葉市テレワーク推進事務局

   E メールアドレス：chibatele@jtb.com

4. 割引充当金の交付

事務局では、①「割引充当金申請書　兼利用明細書」および①に対応する②「テレワークプラン利用券」（利用者記入済のもの）の画像データ（スキャン、写真等）を受領後、請求内容に不備や不正等がないかを検査し、原則として、毎週の期限から１週間後を目途に割引充当金を宿泊施設様の指定金融機関口座に送金します。

但し、請求方法や請求内容に不備等がある場合には交付までの期間が延長される場合もあります。

《交付のタイミング》

| 回 | 請求明細等受領期限 | 振込予定日 |
|---|---|---|
| 第１回 | 令和２年５月１２日（火） | 令和２年５月２０日（水） |
| 第２回 | 令和２年５月１９日（火） | 令和２年５月２７日（水） |
| 第３回 | 令和２年５月２６日（火） | 令和２年６月３日（水） |
| 第４回 | 令和２年６月２日（火） | 令和２年６月１０日（水） |
| 第５回 | 令和２年６月９日（火） | 令和２年６月１７日（水） |
| 第６回 | 令和２年６月１６日（火） | 令和２年６月２４日（水） |
| 第７回 | 令和２年６月２３日（火） | 令和２年７月１日（水） |
| 第８回 | 令和２年６月３０日（火） | 令和２年７月８日（水） |
| 第９回 | 令和２年７月７日（火） | 令和２年７月１５日（水） |
| 第 10 回 | 令和２年７月14日（火） | 令和２年７月22日（水） |
| 第 11 回 | 令和２年７月２１日（火） | 令和２年７月29日（水） |
| 第 12 回 | 令和２年７月２８日（火） | 令和２年８月５日（水） |
| 第 13 回 | 令和２年８月４日（火） | 令和２年８月12日（水） |
| 第 14 回 | 令和２年８月 11 日（火） | 令和２年８月19日（水） |
| 第 15 回 | 令和２年８月18日（火） | 令和２年８月26日（水） |
| 第 16 回 | 令和２年８月25日（火） | 令和２年９月２日（水） |
| 第 17 回 | 令和２年９月１日（火） | 令和２年９月９日（水） |
| 第 18 回 | 令和２年９月８日（火） | 令和２年９月１６日（水） |
| 第 19 回 | 令和２年９月１５日（火） | 令和２年９月２３日（水） |
| 第 20 回 | 令和２年９月２２日（火） | 令和２年９月３０日（水） |
| 第 21 回 | 令和２年９月２９日（火） | 令和２年１０月７日（水） |
| 第 22 回（最終回） | 令和２年１０月６日（火） | 令和２年１０月14日（水） |

5. 送金手数料

割引充当金の送金にかかる手数料は事務局負担とします。

6. 事業期間中での割引充当金の交付終了

請求受付期間内であっても、交付合計金額が予算に達した場合、割引充当金交付を終了します。その場合には、終了前に速やかに登録事業者の皆様へ通知します。

7. 領収書と利用券原本の送付

下記の日程にて受領した割引充当金の合計額にて、領収証を発行し、利用した方のすべての利用券とともに事務局へ送付をお願いします。

| 回 | 利用日 | 領収書・利用券受領期限 |
|---|---|---|
| 第1回送付 | 令和2年4月28日 （火）チェックイン<br>～ 令和2年6月30日（火）チェックアウト分 | 令和2年7月10日（金） |
| 第2回送付 | 令和2年7月1日 （水）チェックイン<br>～ 令和2年9月30日（水）チェックアウト分 | 令和2年10月9日（金） |

注）本事業では、登録および請求等の単位を「宿泊施設」とさせていただきます。複数の宿泊施設を運営されている事業者様におかれましても、事務局への対応（登録、請求等）につきましては、宿泊泊施設単位でお願いします。

## V. 割引充当金額の算出方法

1. 利用者の最低負担金

本事業ではプランの適正利用を図るため利用者に、最低負担金としてプラン利用料金 1,000 円（税別）以上をお支払いいただきます。

2. 利用回数の定義

1回の連続利用時間の上限は24時間とします。連続利用回数に制限はありません。

3. 割引充当金額の算出方法

《テレワークプランの利用1人1回あたりの割引充当金額の算出例》

| 各施設設定料金（税抜） | 割引充当金（非課税） | 利用者支払額（消費税課税前プラン料金） | 補足 |
|---|---|---|---|
| 4,000 円以上 | 3,000 円 | 各施設料金 ― 割引充当金 | 上限満額 |
| 4,000 円 | 3,000 円 | 各施設料金 ― 割引充当金<br>1,000 円（最低負担金） | 上限満額 |
| 4,000 円未満 | 各施設料金 ― 1,000 円 | 各施設料金 ― 割引充当金<br>1,000 円（最低負担金） | 3,000 円未満の減額調整額 |

- 消費税は、プラン料金に加算されます。
- 割引充当金は非課税です。

## VI. 衛生対策補助金

テレワーク推進事業者として登録を受けた事業者様のみ適用となる制度で、テレワークプランの利用者が増加することに伴い、相応の衛生対策に係る経費も増加することが想定されるため、これに必要な経費の一部を助成する制度です。

申請期間：4月27日（月）～ 9月30日（水）

対象経費：施設等の消毒や清掃、衛生対策のための消耗品や備品の調達等に必要な経費。

補助金額：対象経費の4分の3以内とし、上限を30万円とする

申請書類：市ホームページに掲載します

**（注意）申請は本事業とは別となります。詳細は市のホームページをご覧ください。**

## Ⅶ. 誓約事項

本事業の申込申請をすることにより、申請者は次に掲げる〔誓約事項〕に誓約したと見なされます。

申請前に必ずお読みください。

〔誓約事項〕

**本事業に関する条件**　登録事業者は、自らが販売するプラン名に文言「テレワーク」を含めるものとし、かつ「千葉市テレワーク推進事業適用プラン」であることを明記するものとする。また、テレワークプラン用に供する各客室にテレワークに必要なデスク等の什器および無料の有線または無線LANを装備するものとする。

**利用予約**　テレワークプランの利用予約は利用対象者が直接、登録事業者へ、電話、および登録事業者のホームページ等にて行う。またＪＴＢ「るるぶトラベル」などのインターネット予約サイト（OTA）経由にて登録事業者へ予約された申込みも対象とする。

2. 登録事業者は、各宿泊施設での利用予約受付時、必ず住所を確認し、本事業の利用対象者でなかった場合は、速やかに利用者へ伝え、通常料金に切り替えるなど適切に処理すること。なお、利用対象者でないことを把握しながらも本事業を適用した場合は、登録事業者が責任を負う者とする。

**取消料**　利用対象者が、利用予約を取り消した場合の取消料は、登録事業者の規定による。また、取消料について「割引充当金」の適用は不可とする。

**プラン販売料金**　登録事業者は、本募集要項の「割引充当金額の算出方法」の項に基づき、1人1回の利用に付き、プラン販売料金から1人1回の利用あたりの割引額を差し引いた金額について利用者に直接請求し支払いを受ける。但し、利用者の最低支払金額を1,000円（税別）とする。クレジットカード等の利用については登録事業者の規定とする。

**割引充当金の請求**　登録事業者は、適用対象の割引事業の遂行実績（プランの利用/販売実績）に基づき、事務局が提供する「割引充当金申請書」（電子ファイル）に必要項目を入力し、所定のパスワードを設定し、請求期間内に事務局宛てＥメール送信することで割引分の請求を行う。

**割引充当金の交付**　事務局は、受信した「割引充当金申請書」（電子ファイル）を速やかに確認し、請求内容が正当であることを確認後、請求された割引充当金額を登録事業者が別途指定する金融機関口座へ送金する。なお、振込手数料は事務局の負担とする。

**割引充当金の事務手数料**　発生しない。

**割引充当金の不正利用**　登録事業者の「割引充当金」の不正請求の事実（利用実績に基づかない交付請求等）が発覚した場合、事務局は、直ちに当該事業者の本事業の登録事業者としての登録を抹消するとともに、その旨を公表する。また、その登録事業者が不正に受給した割引充当金額について、当該金額の返還を請求する。また、登録事業者は、利用対象者による本事業の不正利用の情報を知り得た場合、速やかに事務局へ連絡するものとする。

**苦情処理**　登録事業者は、本事業の利用対象者から苦情が寄せられた場合、事務局に通知するとともに、誠意をもって解決にあたるものとする。

**賠償責任**　本覚書の履行上生じた損害に対する責任は、その帰属の明確なものはその当事者が負うも

のとし、不明確なものは、登録事業者および事務局で協議の上、これを決定する。
2　　前項の協議を必要とする場合は、登録事業者または事務局は、損害発生後１ヶ月以内に相手方にその申し入れを行うものとする。

**解除**　登録事業者が次の各号の一に該当した場合、事務局は、相手方に対する催告なしに、直ちに本事業の登録事業者としての登録を取り消し、割引充当金の全部又は一部を不採択にすることができる。この場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 本募集要項の各項に違反したとき
(2) 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又はその他整理手続（任意整理も含む）開始の申立をなし又は受けたとき
(3) 差押、仮差押、仮処分、競売又は強制執行等の申立を受けたとき
(4) 第三者に振り出し、裏書し又は引き受けた手形又は小切手の不渡り処分、手形交換所取引停止処分又は支払停止処分を受けたとき
(5) 租税公課の滞納督促を受けたとき
(6) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡があったとき
(7) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき
(8) 転廃業したとき
(9) 資産状態が極度に悪化し又はその虞があると合理的に認められたとき
(10) 相手方又はその従業員・役員・関係者等の逮捕等により、その法令等違反行為が明らかとなったとき
(11) 相手方の信用を傷つける等の不信行為があったとき
(12) その他本事業を維持し難いと認める事由が生じたとき

2　登録事業者が前項各号の一に該当するときは、事務局に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失する。

**個人情報の管理及び取扱い**　登録事業者は、本事業の履行に際し事務局から提供を受け又は自ら知り得た個人情報について善管注意義務を負う。登録事業者は、本件業務の円滑な遂行以外の目的のために当該個人情報を使用してはならない。また、登録事業者は、本件事業が終了又は解除されたとき、又は事務局からの指示があった場合には、開示を受けた個人情報を、遅滞なく、再生不可能な形で消去するか、もしくは事務局に返還するものとする。

**協議**　本「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、千葉市がその都度対応を決定する。また、この募集要項に定めのない事項について疑義が生じた場合、登録事業者および事務局で誠意をもって協議を行い、文書によりその結果を確認する。

**不可抗力事象**　天変地異その他不可抗力に因り、登録事業者又は事務局のいずれかが本募集要項の債務を履行できない状態となった場合、当該当事者は、当該不履行に基づく責任を負わない。

## Ⅷ. 留意事項

- 登録事業者の施設情報（施設名称・所在地・電話番号等）は、「千葉市テレワーク推進事業対象プラン」が利用できる宿泊施設として、利用対象者向けの告知・周知用ツールやホームページなどで掲載します。
- 登録事業者が自らのホームページ等で使用する「千葉市テレワーク推進事業対象プラン」にお使いいただける専用ロゴは、本事業のプラン以外には使用できません。
- 登録事業者として登録（「支給決定通知」）後に辞退する場合、損害賠償等が発生する可能性があります。
- 本「募集要項」に違反する行為が認められた場合、割引充当金の交付や登録事業者としての登録を取り消す場合があります。また、違反行為による損害等が発生した場合は費用を請求する可能性があります。
- 本募集要項の内容は千葉市の方針などにより、変更される場合があります。

## Ⅸ. 事務局について

本事業の事務局は次の通りです。本募集要項におよび本事業に関する事項は次までお問合せください。

**名　　称：**　千葉市テレワーク推進事務局
**事務局長：**　村木 裕幸
**所 在 地：**　〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-15-11
ＩＭＩ千葉富士見ビル４階
株式会社ＪＴＢ　千葉支店内
＊本事業は㈱JTB 千葉支店が受託運営しております。
**Ｅメール：**　chibatele@jtb.com
**電話番号：**　０４３－２０１－６３３４
**ファックス:**　０４３－２２４－５５１０
**営業時間：**　平日：９：30～１７：３０
＊土日祝日、ならびに４月 29 日（水）～5 月６日（水）は休業いたします。休業期間中のお問い合わせは、上記Ｅメールに送信してください。適時確認いたします。
**事業紹介サイト：**　https://chibawari.net/